

運行管理請負契約書

契 約 日 令和7年 4月 1日
運行管理発注者 公益財団法人 大阪府保健医療財団
運行管理請負人 ●●●●●●●●

自動車運行管理発注者である公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「甲」という）と請負人である●●●●●●●●●●（以下「乙」という）は、自動車運行管理に関し、次の条項によって請負契約を締結する。

（請負対象業務）

第1条 甲は別に定める自動車（以下「管理車両」という）6台の運行管理請負業務（以下「請負業務」という）を乙に発注し、乙は次条の請負業務を誠実に実施する。

（請負業務の範囲）

第2条 乙が実施する請負業務の内容は、次のとおりとする。ただし、別に定めるところにより、本条各号の項目の一部又は全部を除くことができる。

- (1)管理車両の運行計画の企画及び立案
- (2)管理車両の日常点検（運行前点検）
- (3)管理車両の一般整備及び定期点検整備（車検を含む）
- (4)管理車両の運転
- (5)燃料油脂の給油と購入
- (6)消耗品の管理と購入
- (7)備品の管理
- (8)自動車保険（任意保険）に関する事項
- (9)事故処理に関する事項
- (10)自動車損害賠償責任保険等の事務手続の代行
- (11)その他前各号に付帯する事項

細目について特に定める必要のあるものは別表による。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 契約が更新又は更改されたときは、その期間は、契約満了日の翌日から1年間とし、以後も同様とする。ただし、この延長は令和12年3月31日までとする。

（運行管理請負業務仕様書、車両管理責任者及び車両管理者）

第4条 乙は甲と協議のうえ、別に定める運行管理請負業務仕様書に基づき、運行管理を請負う。

- 2 乙は前項の請負業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理者を選任する。
- 3 車両管理責任者は請負業務を総合的に担当し、車両管理者の業務遂行を指揮監督するとともに、業務に関する甲の指定する者への報告及び当該甲の指定する者からの指示又は連絡を受ける任にあたる。
- 4 乙は車両管理者を派遣する場合、甲に対し書面を以て通知する。
- 5 甲は派遣された車両管理者を不相当と認める事由があった場合、その

措置について乙と協議する。

(基本請負料)

第5条 甲は、乙に対し別に定める基本請負料(月額)を支払うものとする。

2 基本請負料(月額)は、別に定める月間契約走行料、基本請負時間に対応する請負業務(第2条各号の業務)を対象とし、自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税・自賠責保険料)及び自動車税は含まない。

3 業務の開始日又は終了日において、請負日数に1箇月未満の端数を生じるときは、当該期間の請負料(月額)の30分の1相当額を1日分として日割計算した金額とする。

4 乙がその責めに帰すべき事由により、第2条第4号(管理車両の運転)の業務を実施できないときは、乙は、その日数に20分の1相当額を乗じた額を毎月末締切の請求書の基本請負料から控除し、甲は、実施できなかったことによる逸失利益等の損害は請求しないものとする。

(超過走行料)

第6条 甲は管理車両の月間走行料が、月間契約走行料を超過したときは別に定める超過走行料を乙に支払う。

(基本時間外請負料)

第7条 基本請負時間外の請負については、基本時間外請負とし、甲は乙に対し別に定める基本時間外請負料を支払う。この基本時間外請負料の時間計算は分単位とし1か月間の基本時間外請負時間を合計し、30分未満は切捨て30分以上は1時間に切上げるものとする。

2 午後10時より午前5時までの間の深夜基本時間外請負については、基本時間外請負料に対し25%を加算し、深夜基本時間外請負料とする。

(請負日外請負料)

第8条 別に定める乙が請負業務を行わない日に甲の申し入れにより、請負業務を行うときは、請負日外請負とし、甲は乙に対し次の請負日外請負料を支払う。

(1) 車両管理時間が4時間以内の場合別に定める額とする。

(2) 車両管理時間が4時間を超え、8時間以内の場合別に定める額とする。

(3) 車両管理時間が8時間を超える場合8時間までを前号に定める額とし、8時間を超える部分については、1時間ごとに別に定める金額を加算した額とする。その算出基準は、1時間単位とし30分未満は切捨て30分

以上は1時間に切上げるものとする。

(4) 午後10時より午前5時までの間の請負日外深夜請負については、前各号に定める額に対し25%を加算し、請負日外深夜請負料とする。

2 別に定める乙が認めた振替休日を与える場合は前項の規定は適用しない。

(請負料計算の端数処理)

第9条 第5条から第8条までの基本請負料、超過走行料、基本時間外請

負料及び請負日外請負料の計算全てにおいて、計算の途中で生じた1円未満の端数はその都度切捨てし、計算結果の100円未満の端数は切捨てるものとする。

(宿泊雑費)

第10条 車両管理者が1泊以上の出張をなしたるとき、甲は宿泊雑費(宿泊料の実費相当額を除く)として、別に定める金額を乙に支払う。

(消費税額)

第11条 甲は、乙に対し第5条から第8条まで及び第10条に規定する全ての請負料等の合計額に消費税率を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切捨てるものとする)を支払うものとする。

(諸費用)

第12条 乙が管理車両の管理中において利用する有料高速道路、有料駐車場、その他有料諸施設に要する費用は、甲の負担とする。

2 第10条に定める1泊以上の出張をなしたときの車両管理者の宿泊料の実費相当額は、甲の負担とする。

(請負料の支払)

第13条 第5条に定める基本請負料、第6条に定める超過走行料、第7条に定める基本時間外請負料、第8条に定める請負日外請負料、第10条に定める宿泊雑費、第11条の消費税額については、甲は乙の作成する毎月末締切りの請求書に基づき翌月末日までに別に定める乙の口座に振り込むものとする。

(善管注意義務)

第14条 乙は、請負業務を行うに当たっては、関係諸法令を守り、自ら請負計画を立案するとともに、車両管理責任者及び車両管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、注文の趣旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(労働法上の責任)

第15条 乙は、車両管理責任者及び車両管理者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法及び労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(請負記録)

第16条 乙は、前日の請負業務について所定の請負業務日報及び月報を作成し、甲の担当者に提出して検印を受け、その1部を甲に提出し、残る1部を自ら保管する。

(事故の報告及び処理)

第17条 乙の請負業務の実施に伴い事故等が生じた場合は、乙は直ちにその旨を甲に報告するとともに、甲と協議し、事故処理にあたるものとする。

(保険契約)

第18条 乙は管理車両に対し、乙を被保険者として、別に定める自動車任意保険契約を締結する。

(甲及び第三者に対する損害賠償)

第19条 乙は、乙の責めに帰すべき事由(第5条第4項並びに次項に係る事故及びこれに起因するものを除く)により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。この場合、賠償額については、甲に損害を与えたときは甲乙協議のうえこれを定め、第三者に損害を与えたときは乙と第三者間で協議決定するものとする。

2 乙は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

3 前条及び前項の規定にかかわらず、甲の申出により乙を契約者又は記名被保険者とする保険契約を締結しない管理車両の事故に起因する損害については、乙は、前項に定める賠償責任及びこれに伴う一切の費用負担を免れるものとする。

(管理車両の引き渡しと保管)

第20条 管理車両の引き渡し場所は、甲の指定する場所とする。引き渡しに当たっては、甲乙両者がその現状を確認する。

2 車両の保管場所および保管方法は、甲乙協議のうえ決定する。

(契約の満了及び自動更新)

第21条 この契約を更新する意思のないときは、甲又は乙は、期間満了日の2か月前までに、その旨を書面により相手方に通知しなければならない。通知のないときは自動更新するものとする。

2 前項前段の場合において、2か月前までに通知をしなかったときは、第23条第2項の規定を準用する。

(契約更改)

第22条 この契約を更改する場合には、原則として甲又は乙は期間の満了する1か月前までに相手方に申し出て協議し、契約条項の一部を変更することができる。

2 契約更改交渉中に期間が満了した場合において、甲乙いずれからも管理中止の申し出がないときは、暫定措置として3か月間従前の契約が存続するものとし、契約が更改されたときは、契約更改日に遡って請負料等の精算を行うものとする。

(契約の中途解約及び解約金)

第23条 甲又は乙は自己都合によって本契約を中途解除しようとするときは、2か月前までにその旨を書面により相手方に予告通知しなければならない。この場合、解約を告知した当事者は相手方に対し、解約日から契約満了日までの期間が6か月以上の場合は解約金として基本請負料の2か月分を6か月未満の場合は基本請負料の1か月分を解約金

として支払う。

- 2 解約を告知する当事者は、予告期間が2か月未満の場合、2か月に満たない日数に基本請負料の30分の1相当額を乗じた金額及び前項の解約金を支払うことによってこの契約を解除することができる。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が自己の責に帰すべき事由により請負期間内に、この契約の全部または一部を履行する見込みが無いときは、前条の規定にかかわらず予告期間を置かないでこの契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、その相手方が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず予告期間を置かないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 請負料の支払いを停止したとき
- (3) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

(損害賠償)

第25条 前条第1項の規定により契約を解除された場合、乙は甲が受けた逸失利益等を除く損害を賠償しなければならない。

- 2 前条第2項各号の規定により契約を解除された場合、甲又は乙は相手方が受けた逸失利益等を除く損害を賠償しなければならない。

(遅延損害金)

第26条 甲は、甲の責めにより契約に基づく支払いを遅延したときは、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割とする)の遅延損害金を乙に支払うものとする。

(付随契約の同時解約)

第27条 この契約が第23条又は第24条の規定に基づき解約又は解除となったときはこの契約に基づき締結された一切の契約は解除されるものとする。

(不可抗力の場合の免責)

第28条 天災地変、その他不可抗力の事由により、甲または乙がこの契約に基づく義務を履行できない場合には、その相手方はこれを免責する。

(契約の改定)

第29条 この契約期間中に公租公課または物価変動のある場合は、甲乙協議のうえ契約条項の一部を変更することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第30条 甲乙双方は、この契約締結によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(機密漏洩の禁止)

第31条 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の営業秘密(ここでいう「営業秘密」とは、不正競争防止法第2条第4項に規定される営業秘密をいう)個人情報(他の情報と関連づけすることにより個人

を特定することが出来る情報を含む)、及びその他の機密を第三者に開示または漏洩してはならないものとする。特に、乙は車両管理責任者及び車両責任者に対して機密保持義務を遵守させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 一般に入手できる情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

(個人情報保護規定の遵守)

第32条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、法令、ガイドライン、甲の定める個人情報保護規定等の規範を遵守する。また、本契約による業務遂行にあたり、個人情報保護に関する甲の指示に従うものとする。

(安全管理措置)

第33条 乙は前条の業務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、十分な安全管理対策を講じなくてはならない。

(定例報告)

第34条 乙は、本件業務における個人情報の安全管理に関する状況を、少なくとも毎月1回定期的に甲に対して報告し、かつ甲の点検を受けなければならない。

また、甲はいつでも乙の個人情報の安全管理の状況について報告を求め、検査することができる。

(従業員の指揮監督)

第35条 乙は、自己のすべての従業員が個人情報保護の意義を十分に理解するよう教育を行い、在職中、退職後を通じて本契約書に基づく安全管理措置の内容を遵守することを、保証するものとする。特に、乙は車両管理責任者及び車両責任者に対して、機密保持義務を遵守させるものとする。

(再委託)

第36条 乙は、本契約による業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託を受ける従業員の選定において個人情報を適切に取り扱っている事業者を選定するとともに、あらかじめ甲に再委託の許可を受けなければならない。

(再々委託の禁止)

第37条 再委託をおこなった業務の一部または全部をさらに他の業者に委託することは禁止する。

(機密漏洩の禁止に対する損害賠償)

第38条 甲は、乙が本契約の内容に違反しているとき、損害賠償及び契約の解約を請求することができる。

第39条 第31条から第38条の秘密保持義務及び、個人情報保護規定等の遵守義務は本契約終了後も存続するものとする。

(暴力団等の排除)

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約書を解

除

することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
- (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約に関する費用）

第41条 この契約書締結に関する費用については、甲乙それぞれが折半して負担する。

（覚書）

第42条 この契約において別に定めるとされた事項については、覚書又はこの契約の末尾添付書による。

（特約事項）

第43条 前条に定めるもののほか、特に詳細に定めておく必要がある事項があるときは、別に約定する。

（協議事項）

第44条 この契約に定めがない事項、又はこの契約につき疑義を生じたときはその都度、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

（管轄裁判所の合意）

第45条 この契約に関する訴訟、和解調停等の管轄を「大阪地方裁判所」とする。
上記契約締結の証とするため、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲(発注者) 所在地 大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
名 称 公益財団法人 大阪府保健医療財団
代表者 理事長 伊藤 壽記

乙(請負人) 所在地
名 称
代表者

(別表 1)

1. 日常点検(運行前点検)の項目は以下のとおりとする。(第2条第2号関係)

- (1) かじ取りハンドル
 - ・著しい遊び、又はがたの有無
 - ・異常な振れ、取られ、重さの有無
- (2) ブレーキ
 - ・踏みしろの適否、きき具合の良否、片ぎきの有無
 - ・ブレーキ液の量
 - ・ブレーキレバーの引きしろの適否、きき具合の良否
- (3) タイヤ
 - ・空気圧の適否
 - ・亀裂及び損傷、異状摩耗の有無
 - ・溝の深さの適否
- (4) シヤシばね
 - ・折損、ずれの有無
- (5) 原動機
 - ・冷却水量の適否
 - ・排気の色の良否
 - ・ラジエーター、キャップの取付の良否
 - ・ラジエーター等の冷却装置からの水漏れの有無
 - ・ファンベルトの張りの適否及び損傷の有無
 - ・オイルの量及び汚れの適否
- (6) 燃料装置
 - ・燃料の量の適否
- (7) 乗車装置
 - ・ドアロックの良否
 - ・座席ベルトの損傷の有無および取付の適否
- (8) 燈火装置
 - ・点滅具合の良否、汚れ損傷の有無
- (9) 警音器、方向指示器及びワイパー
 - ・作用の良否
- (10) 後写鏡及び反射鏡
 - ・写影の良否
- (11) 反射器および管理車両の登録番号標及び車両番号標
 - ・汚れ、損傷の有無
- (12) 計器
 - ・作用の良否
- (13) 前日の運行において異状が認められた箇所
 - ・当該箇所の異状の有無

2. 日常点検によって異状が発見された場合は第2条第3号の規定により整備等を行う。

3. 燃料油脂とは、次の物をいう。(第2条第5号)

ガソリン、軽油、エンジンオイル、灯油

4. 乙の負担する消耗品(用品、用具)とは、次の物をいう。(第2条第6号)

用品……ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗剤、ウォッシュャー液、バッテリー液、くもり止め、
用具……洗車ブラシ、モップ、ウエス、バケツ、たわし、ほうき

5. 甲が負担する備品とは、次の標準仕様の物をいう。(第2条第7号)

工具、ジャッキ、スペアタイヤ、タイヤストッパー、非常信号用具、警告反射板(三角表示板)、フロアマット、毛ばたき、タイヤチェーン、冬期用タイヤ、消火器(法令で定められた管理車両)

6. 甲は、第3項及び第4項に定める物品以外で管理車両の管理に必要なとなる次の物品の購入に要する費用を負担するものとする。(第2条第7号)

ボディーカバー、シートカバー(クリーニング代を含む)、洗車用具(脚立、ホース等)及び甲の注文するタイヤワックス、消臭剤、芳香剤、読書灯、サイドバイザー並びに甲乙双方が必要と認めた物

(別表2)(第2条第3号関係)

1. 新車又は新車に準ずる管理車両(次項の要件に該当するものは除く)が次のいずれかに該当するにいたったとき以降は、甲は第3項に定める項目の整備、修理及び交換に要する費用を負担するものとする。
 - (1) 長さが7 m以下の管理車両
総走行距離が100,000kmを超え、又は初年度登録年月から満5年を超えた場合
 - (2) 長さが7 mを超え、9 m未満の管理車両
総走行距離が120,000kmを超え、又は初年度登録年月から満6年を超えた場合
 - (3) 長さが9 m以上の管理車両
総走行距離が160,000kmを超え、又は初年度登録年月から満7年を超えた場合
2. 請負開始又は管理車両の変更時において、総走行距離が50,000km又は初年度登録年月から満5年のいずれかを超過している管理車両については、甲は次項に定める項目の整備、修理及び交換に要する費用を負担するものとする。
3. 第1項及び第2項に係る項目
 - (1) エンジン本体
 - (2) インジェクションポンプ本体(ディーゼル車のみ)
 - (3) エンジンコントロールユニット(コンピュータ)本体
 - (4) マニュアルトランスミッション本体(パワーシフトコントロールユニットを含む)
 - (5) オートマチックトランスミッション本体(コントロールユニットを含む)
 - (6) ディファレンシャルギアー本体
 - (7) ステアリングギアーボックス本体
 - (8) エアークンディショナーの主要機構本体(エバポレーターコンデンサー、駆動用エンジン、コンプレッサー)
 - (9) エアークンプレッサー本体
 - (10) 燃焼式ヒーター本体
 - (11) ラジエーター本体
 - (12) アンチロックブレーキシステム本体
 - (13) ターボチャージャー本体又はスーパーチャージャー本体
 - (14) その他、修理全般に必要な部品及び、交換に要するすべての費用負担
4. 甲は、前各項の定めにかかわらず、次に掲げるものについての整備、修理及び交換に要する費用を負担するものとする。
 - (1) 塩害、薬害による損傷及び管理上予防手段のない自然発生的な車体の腐食又はこれに起因する雨水の漏洩及び塗装の損傷等
 - (2) リフト装置、バックアイカメラ、テレビ、カーナビゲーションシステム、標準仕様以外の音響装置、通信機器、冷蔵庫その他特殊装置及び電子機器等。

覚 書 (案)

自動車運行管理発注者である公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「甲」という）と請負人である、●●●●●●●●●●（以下「乙」という）は令和7年4月1日に締結した運行管理請負契約の第42条に基づき、別添付書、1、2及び3のとおり約定する。

1. 運行管理請負業務仕様書

業務の内容は、甲が指示する運行管理請負業務とする。

乙は、車両の運転、管理については、関係法令を遵守するとともに、誠実、正確、且つ安全を旨として実施すること。

乙の車両管理者は管理車両を善良なる管理者の注意をもって管理し、業務以外の目的に使用してはならない。

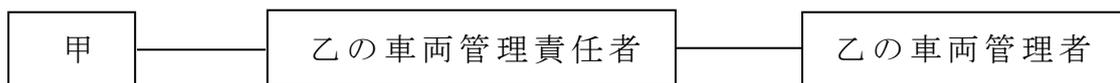
乙の実施する運行管理は始業点検から清掃終了までとする。
乙の車両管理者は常に管理車両の清潔を保ち、適正な注油、修理等整備に努めなければならない。

乙の車両管理者は、管理車両を終業後直ちに指定の車庫に格納しなければならない。

乙の車両管理者は、運行の途中において管理車両が故障し、修理に長時間を要する場合、または救援を必要とする場合には、速やかに甲および乙の車両管理責任者に連絡し、甲又は乙の車両管理責任者の指示を受けなければならない。

乙の車両管理者は、管理車両を滅失および損傷した場合、又は事故等が発生した場合は、直ちに警察署に届けるほか臨機の処置をとるとともに、速やかにその旨を甲および乙の車両管理責任者に連絡し、甲又は乙の車両管理責任者の指示を受けなければならない。

業務の指揮命令系統は、次のとおりとする。



2. 基本請負料及びその他の基本事項

(1) 基本請負料

(月額) ￥●●●, ●●●円

(年額) ￥●●, ●●●, ●●●円

(2) その他の基本事項

関係条項	項目	契約基本条項に基づく特約事項			
第1条	管理車両(5台)	号車	車名	登録番号	初年度登録
		2号	日野	なにわ800は2312	令和6年4月
		8号	日野	なにわ800は906	平成19年3月
		婦人科	日野	なにわ800は905	平成19年3月
		胸部車	日野	なにわ800せ5775	令和6年2月
第2条	請負業務の範囲	1回拘束7時間以内			
第5条	基本請負時間	請負回数 の 為削除する。			
	第3、第4項	運行計画に基づくkm/台			
第6条	年間契約走行料	35円/km			
	超過走行料	2,000円/時間			
第7条	基本時間外請負料	●●●回			
第8条	請負回数	年間予定表に基づく			
	請負業務を行わない日	甲が事前(3日前まで)に申し出た場合、			
	振替休日	月2回の範囲内で認めるものとする。			
		振替休日は当月のみ有効			
	請負日外請負料	4時間以内 ●●, ●●●円/台			
4時間を超え8時間以内 ●●, ●●●円/台					
8時間を超える1時間当たり●, ●●●円/時間					
第10条	宿泊雑費	振込先 ●●●●銀行 ●●●支店			
第13条	請負料の支払い	当座預金 ●●●●●●			
		対人、対物、無制限、搭乗者1,000万円×定員数			
第18条	自動車任意保険	車両保険は甲の申出により締結せず。			
第19条	甲及び第三者に対する損害賠償	乙の重大な過失で生じた車両事故に関しては、甲			
		乙双方協議の上負担をするものとする。但し、乙の負担額は5万円を限度とする。			

特記事項 * 請負料には消費税を含んでおりません。したがって請負料に対し、課税される消費税については別途ご請求申し上げます。

○ = 請負料に含まれるもの

3. 請負料に含まれる業務及び費用 {

× = 請負料に含まれないもの

(○) 管理者(運転士)の person 費

(○) 代務管理者(運転士)の person 費

(○) 日常の運行前点検

(×) 運行計画の企画及び立案

(×) 消耗品の補充交換、保管管理

(×) 法定点検整備及び車検料

(×) 備品の補充交換、保管管理

(○) 事故の際の処理、手配

(○) 事故の際の補償、修理(車両は無し)

(×) 一般整備及び修理

(×) タイヤ、チューブ等の交換

(×) 燃料、軽油、オイルの補充、交換

※ 消費税は別途いただきます。

※ 雑費 (有料道路、有料駐車料、その他有料諸施設に要する費用)は別途実費を申し受けます。

本覚書成立の証として本書 2 通を作成し、(甲) (乙) 記名押印のうゑ各 1 通を保有する。

令和7年4月1日

甲(発注者) 所在地 大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
名称 公益財団法人 大阪府保健医療財団
代表者 理事長 伊藤 壽記

乙(請負人) 所在地
名称
代表者

特約書

自動車運行管理発注者である公益財団法人大阪府保健医療財団(以下「甲」という)と請負人である●●●●●●●●●●(以下「乙」という)は令和2年4月1日に締結した運行管理請負契約の第43条に基づき別添のとおり約定する。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、(甲)(乙)記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲(発注者) 所在地 大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
名 称 公益財団法人 大阪府保健医療財団
代表者 理事長 伊藤 壽記

乙(請負人) 所在地
名 称
代表者

1) 所定位置へ検診車を駐車
2) ジャッキの接地、引き出しステップ取り出し
3) 手摺り取り付け、アース接地
4) 電源接続、又は接続補助(胃がんは技師が接続)
5) 案内板の取り付け、インターホン取り付け
6) 問診、待合会場の設営補助(会場による)
7) 受診者の誘導、呼び込み(性別カードの管理、一人一人丁寧に)
8) 排水ホースの設置(婦人科車)
9) 空調の調節
10) センタースタッフ間の連絡事項の伝達等 (口頭、インターホン、トランシーバー、受診票の集配等)
11) 上記にて準備した事項の後片付け
12) 所定場所へのゴミの廃棄

以上

車 両 管 理 者 通 知 書

令和 7 年 4 月 1 日

公益財団法人大阪府保健医療財団 御中

●●市●●町●丁目●番●●号
●●●●●●●●
代表取締役社長 ●● ●●

運行管理請負契約書第 4 条第 4 項に基づき貴社が発注された請負業務に従事する車両管理者として、次の者を選任し、派遣することを御通知申し上げます。

氏 名

以上